

恵友会訪問看護ステーション運営規程

(事業目的)

第一条 本事業は、介護が必要な老人及び療養者の日常生活動作の維持回復を図り、住み慣れた地域社会や家庭に於いて、安心して生活できるように療養上の世話又は診療補助を行なう。また看護サービスを、安定的に提供すると共に、市町村や他の保健、医療、福祉との連携を図り、高齢化社会に向けて、老人の生活の質の確保を図ることを目的とする。

(運営方針)

第二条 1 本事業は老人の家庭における療養生活を支援し、その心身の機能の維持回復を目指さなければならない。

2 本事業を運営するにあたり、地域との結びつきを重視し、市町村や他の保健、医療、福祉サービスとの密接な連携に努めなければならない。

3 指定訪問看護指示書、指定介護予防訪問看護指示書、指定訪問看護計画書に基づいて適切な訪問看護を行なう。

(運営の管理)

第三条 本事業の運営に当たっては、当該ステーションの管理者が管理し 適切な運営が行なわれるよう必要な配慮をしなければならない。

(事業内容)

第四条 本事業はかかりつけの医師（主治医）の指示に基づき、看護師等が家庭を訪問し 介護を中心とした看護あるいは家族への療養上の指導、情報提供等を行なう。

(事業の名称及び所在地)

第五条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称 恵友会訪問看護ステーション

所在地 福岡県北九州市小倉北区霧ヶ丘 3 丁目 9-20

(職員の職種、員数、職務内容)

第六条 訪問看護ステーションは次の職員を構成する。

- | | | | |
|---|-------------|------|-------|
| 1 | 管理者（常勤職員） | 1名 | （看護師） |
| 2 | 訪問看護職員 | 2名以上 | |
| 3 | 理学療法士・作業療法士 | 2名以上 | |
| 4 | 事務職員 | 1名以上 | |

職員は次の職務を行なう

- 1 管理者
 - ア かかりつけ医師との連携調整
 - イ 訪問看護職員の管理
 - ウ 訪問看護の知識、技術の質を保持するための教育計画
 - エ 設備、備品等の衛生管理
 - オ 訪問看護計画書、報告書の管理
 - カ 事業報告書の作成、報告
 - キ 利用者及び職員の安全管理
 - ク 苦情処理

- 2 訪問看護職員（保健師、看護師等）
 - ア かかりつけ医師との連絡調整
 - イ 訪問看護計画書、訪問看護報告書の作成（准看護師を除く）
(介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書を含む)
 - ウ 訪問看護の実施
 - エ 緊急時の主治医への連絡等、必要な措置
 - オ 訪問看護記録の作成管理
 - カ 業務上知り得た秘密の保持

3 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士

- ア かかりつけ医との連絡調整
- イ 看護職員の代わりに、看護業務の一環としてのリハビリテーションを担当する
リハビリテーションの指導の実施
- ウ 訪問看護計画書及び訪問看護報告書を看護職員（准看護師を除く）と理学療法士等が連携して作成
- エ 訪問看護記録の作成、管理

4 事務員

- ア 保険請求業務
- イ 経理及び統計等の一般管理事務

（営業日・営業時間）

第七条 営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 1 営業日は原則として平日営業日（月曜日から金曜日）とする。ただし年末12月30日から正月3日までと、お盆8月14日から16日まで、及び祝祭日は除くものとする。
- 2 営業時間（月曜日～金曜日）は午前9時00分から午後5時00分までとする。
- 3 サービス提供日は月曜日～金曜日と土曜日 日曜 祝日も含め 利用者の病状及び心身の状態を踏まえ 計画的な訪問看護を行うものとする。
- 4 サービス提供時間は午前9時00分から午後5時00分までとする。
- 5 上記の他 電話等による相談・訪問を行う。また 24 時間連絡が可能な連絡体制を整備する。

（事業の実施地域）

第八条 通常の事業の実施地域を次のとおりとする

- 1 北九州市、行橋市、京都郡全区域とする。

(訪問看護の提供方法)

第九条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

- 1 利用者が主治医に申し出て、主治医が事業所に交付した指示書により、訪問看護計画書を作成し訪問看護を実施する。
- 2 利用者に主治医がない場合は、事業所から居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、地区医師会、関係市区町村等、関係機関に調整等を求め対応する。

(サービスの内容)

第十条 主治医の指示書に基づき、サービスの提供を行う。

1 療養上の世話

- ア 食事の管理、援助
- イ 排泄の管理、援助
- ウ 清潔の管理、援助
- エ ターミナルケア
- オ バイタルサインチェック
- カ リハビリテーション

2 診療の補助

- ア 褥瘡の予防・処置
- イ カテーテル管理等の医療処置
- ウ 医師の指示による医療処置（点滴 注射等）
- エ 特定行為の研修を受けた看護師による診療の補助（医療行為）

3 家族支援

- ア 家族への療養上の指導、情報提供、相談、家族の健康管理

(衛生管理)

第十一条 事業所は 看護師等の清潔保持及び健康状態の管理を行なうと共に 事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

1 事業所は 事業所において感染症が発生し又はまん延しないように 次の各号にあげる措置を講じるものとする。

ア 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催すると共に 従業者に周知徹底を図る。

イ 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

ウ 事業所において従業者に対し感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(相談・苦情対応)

第十二条 事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

1 事業所は、前項の苦情の内容等について記録し、当該利用者の契約終了の日から2年間保存する。

(人権擁護・虐待防止)

第十三条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための指針を整備し、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

1 事業所は虐待の防止のための指針を整備し、虐待・身体拘束等の発生又はその再発を防止するため、責任者を選任し、必要な体制を整備する。

2 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用を含む）を年3回以上開催するとともに、その結果を訪問看護師及び理学療法士に周知徹底する。

3 虐待の防止を啓発・普及するための従業員に対する研修を、定期的（年1回以上）に実施する。

4 サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待等を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市区町村に報告する。

5 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を配置する

第十四条 事業所は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。

利用者、利用者の家族などからハラスメントを受け、相当と認められる場合や、利用者の家族等が施設の指示に従わない場合はサービスの提供を制限することができる。

(非常災害時の対応)

第十五条 事業所は非常災害時に備え、定期的に防災訓練を行う。防災訓練は医療法人と合同で行うものとする。事業所は感染症や非常災害の発生において、利用者に対する指定訪問看護事業の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

(利用料)

第十六条 利用料は次のとおりとする

介護保険

利用料	現物給付の扱いとなる場合	「単位数表により算定した単位数×地域別の1単位単価」の負担割合に応じた額（所得に応じて1割 2割 3割を負担）
その他	・ 交通費（実施地域以外） 高速代については緊急対応時に利用した場合徴収 ・ 駐車料金	実費相当額
	・ 利用料のお支払い方法	利用料のお支払いは、利用者の指定する銀行口座からの引き落としを基本とする。 (システム利用料の一部を負担頂く)

(利用時間及び利用回数)

- 1 訪問看護の利用時間及び利用回数は居宅サービス計画書に基づいて行われるものとする。
ただし医療保険適用となる場合を除く。

医療保険

利用料の種類	徴収対象	徴収条件等	利用料の額	
基本利用料	医療保険の被保険者・被扶養者（下記除く） 70歳以上 75歳以上 3歳未満	毎回 毎回 毎回 毎回	療養費の3割 療養費の1割～3割 療養費の1割～3割 ※高齢受給者証で確認 療養費の2割	
その他の利用料	差額費用	・訪問看護基本療養費（Ⅰ）（Ⅱ）：90分超えの訪問看護 （長時間訪問看護加算を算定する日を除く） ・休日・時間外の訪問看護	利用者の選定 （その都度）	訪問看護ステーションが定める額
	実費負担	・営業日以外（土日祝） ・営業時間外（17：01～8：59）	（その都度）	訪問看護ステーションが定める額
	実費負担	・交通費（実施地域以外） 高速代については緊急対応時に利用した場合徴収 ・駐車料金	（その都度）	実費相当額
		・利用料のお支払い方法	（その都度）	利用料のお支払いは、利用者の指定する銀行口座からの引き落としを基本とする。 （システム利用料の一部を負担頂く）

（訪問回数）

1 訪問看護の訪問回数は週3回を限度とする。

（特掲診療料の施設基準等別表7 別票8に掲げる状態にある者は週4日以上提供できる）

2 訪問回数は利用者の症状や心身の状態に応じて決定する。

- 3 1回の訪問時間は30分から1時間30分以内とする。
- 4 急性増悪や終末期等により、主治医から一時的に週4日以上頻回訪問看護が必要である旨、特別訪問看護指示書の交付を受けた場合はその受付の日から14日以内を限度として訪問看護ができる。気管カニューレを使用している状態にある者 真皮を超える褥瘡の状態にある者は月2回。

(領収書の発行)

第十七条 訪問看護サービスの提供により、利用者から利用料の支払いを受けたときは、費用の明細を記載した領収書を交付する。

(利用対象者)

第十八条

- 1 介護保険の被保険者であって要介護、要支援者と認定された方
- 2 病気やケガ等によって家庭で療養を受ける状態の後期高齢者医療の対象者
- 3 疾病、負傷等により居宅において継続して療養を受ける状態にある者でいずれも主治医（かかりつけ医）の診療により訪問看護が必要であると認められた方
- 4 北九州市、行橋市、京都郡全区域にお住まいの方

(緊急時等における対応方法)

第十九条 訪問看護実施中における利用者の症状、容態の急変等が生じた場合には、必要に応じた緊急対応の手当を行うと共に 次の対応を図るものとする。

- 1 かかりつけ医師に連絡し容態を告げ指示を仰ぐ
- 2 他の訪問看護職員の応援を求める
- 3 救急車・警察等の出動を求める
- 4 利用者の親族等に連絡を求める

(記録等の整備)

第二十条 常時訪問看護事業の状況を適正に把握するため、整備、備品、職員、会計や利用者の訪問看護の提供に関する諸記録を整備する。尚、これらの諸記録は少なくとも次の記録とし完結の日から5年間保管する。

- 1 管理記録（事業日誌、職員の勤務状況、給与、研修等に関する記録、月年間の事業計画、事業実施状況表）
- 2 市区町村等との連絡調整に関する記録
- 3 訪問看護に関する記録（訪問看護記録書、訪問看護指示書、訪問看護計画書、訪問看護報告書、市区町村に対する情報提供書等）
- 4 会計経理に関する記録
- 5 設備、備品に関する記録

(事故発生時の対応)

第二十一条 事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

- 1 事業所は、前項の事故及び事故に際してとった処置について記録する。
- 2 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(個人情報の保護)

第二十二条

- 1 事業所は利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係業者における個人情報の適切な取扱いのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努める。
- 2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所のサービスの提供以外の目的では原則利用しないものとし、外部への情報共有については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(暴力団排除)

第二十三条

- 1 次の各号のいずれかに該当し、又は報道等により該当する蓋然性が高いと一般に認められる場合には、何らかの催告を要せず本契約を解除することができる。
なお、本契約を解除した場合損害が生じても賠償責任を負わない。
 - ア 役員若しくは実質的に経営に関与する者又は従業員等（以下「役職員等」という）が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等といった反社会的勢力「(以下これらを「反社会的勢力」という)である、又は反社会的勢力であった場合
 - イ 反社会的勢力と何らかの取引をしている場合
 - ウ 反社会的勢力と何らかの関係をもっている場合
 - エ 暴力的行為、又は詐欺的手法等を用いて不当な要求行為等を行った場合
 - オ その他前号に準ずる行為を行った場合
- 2 本契約に規定する業務の全部、又は一部を第三者に再委託する場合には再委託先との間で前項と同様の契約解除条項を含む契約を締結しなければならない

(研修)

第二十四条 訪問看護管理者は、ステーション職員の質の向上を図る為、当該職員に対し研修の機会を設け必要に応じて業務体制を整備する。

- 1 採用時研修 採用後6カ月以内
- 2 継続研修 年2回

附則

この規程は平成26年5月1日から施行する

この規程は令和2年4月1日から施行する

この規程は令和4年4月1日から施行する

この規定は令和6年10月1日から施行する

この規定は令和7年7月1日から施行する

この規定は令和7年7月17日から施行する